

# 南風原町の主な子育て支援

令和7年4月時点版

<QRコードの読み取りが難しい場合>

- ①LINEアプリを開く②ホーム画面右上の「人のマーク」（歯車マーク左）を押す
- ③友達追加画面の「QRコード」を押す④カメラが起動したらQRコードをカメラ枠に入れる
- ⑤詳細を見たいQRコードが選択されたら表示されたURLを押す

## 01 経済支援

	支援制度名	内容	詳細	問い合わせ先
出産前	助産制度	出産費用にお困りの生活保護世帯・住民税非課税世帯等の妊婦が安全に出産できるよう、指定病院での出産費用を助成します。（※申請は出産予定日の2ヶ月以上前）		こども課 ☎889-7028
	出産育児一時金	国保加入者の方の出産にかかる費用を50万円まで（一部例外あり）一時金として給付します。 ※国保以外の方は、加入されている健康保険にお問い合わせ下さい。	右記にお問い合わせください	国保年金課保険給付班 ☎889-1798
0歳児	妊婦支援給付金	妊娠期から子育て期にかけて、伴走型の相談支援（妊娠届出時・妊娠6～8ヶ月頃・出生後の面談等）を行うとともに、経済支援（妊娠届出後に5万円、出産予定日8週間前以後に胎児の数×5万円の支給）を行います。		国保年金課健康づくり班 ☎889-7381
0歳児	未熟児養育医療	指定医療機関からの養育医療意見書に基づいて入院治療を受ける際に、その治療に要する医療費を公費で負担します。		国保年金課健康づくり班 ☎889-7381
0歳児～高校生	児童手当	高校生年代までの児童を養育している保護者に手当を支給します。		こども課 ☎889-7028
	こども医療費助成	高校生年代までの児童の医療費を助成します。		こども課 ☎889-7028
幼稚園児	就園援助制度	経済的に困りの家庭に預かり保育にかかるおやつ代を支給します。	右記にお問い合わせください	学校教育課 ☎889-6181
小・中学生	就学援助制度	経済的に困りの家庭に学用品や給食の費用の一部を助成します。		学校教育課 ☎889-6181

## 02 保育・育児支援

	支援制度名	内容	詳細	問い合わせ先
0歳～5歳	認可保育施設・幼稚園	認可保育施設・幼稚園を利用するための相談・申込を受け付けています。	 保育施設 幼稚園	こども課 ☎889-7028
	子育て支援センター	子育てのための情報提供や育児相談を行ったり、親子が遊べる場所の提供をしています。		こども課 ☎889-7028
	病児・病後児保育	児童が病気の治療中または回復期にあり、保護者が仕事等で家庭での保育が難しい場合に、病院（わんぱくクリニック）で児童を一時的にお預かりします。		こども課 ☎889-7028
	子育てサロン	公民館等で子育てのための情報交換や親子同士の交流を行います。		社会福祉協議会 ☎889-3327
小学0歳生	ファミリーサポートセンター	子育てのお手伝いを必要としている方とお手伝いができる方が会員となり、子育てをサポートします。		社会福祉協議会 ☎889-3327
0歳～高校生	児童館	児童の遊びの拠点として、スポーツやレク、文化活動を行っています。		こども課 ☎889-7028
	子ども食堂キッチンちむぐる	子どもたちを対象として、食事（お弁当）や居場所を提供しています。 ※毎週水曜 16時～17時15分 参加費100円	右記にお問い合わせください	社会福祉協議会 ☎889-3213
小学生	放課後児童クラブ（学童クラブ）	放課後や学校休業日に保護者が仕事等で家庭にいない小学生に、生活の場や遊びを提供しています。 ※利用申込は施設に直接行います		こども課 ☎889-7028

## 03 障がいをお持ちの児童のための支援

	支援制度名	内容	詳細	問い合わせ先
0歳〜20歳未満	特別児童扶養手当	一定の障がいのある20歳未満の児童を養育する保護者に手当を支給します。		こども課 ☎889-7028
	障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児に手当を支給します。		保健福祉課 ☎889-4416
0歳〜	障害者手帳	身体・知的・精神に障がいがある方に、手帳を発行します。		保健福祉課 ☎889-4416
	自立支援医療費助成 (育成医療・精神通院医療)	心身の障がいを除去・軽減するための医療費に対して助成します。		保健福祉課 ☎889-4416
	重度心身障害者医療費助成	身体・療育手帳を所持している重度（主に1級・2級）の方に、病院や薬局等の医療費を助成します。		保健福祉課 ☎889-4416
	補装具・日常生活用具	障害者手帳の交付を受けている方や難病患者等に、障がいの内容や程度に応じた補装具や種々の用具に係る費用を助成します。（事前申請）		保健福祉課 ☎889-4416
18歳未満	障害児通所給付 (福祉サービス)	心身に障がいのある児童や発達に気になる児童を対象に、療育や訓練等を行うサービスです。児童発達支援や放課後等デイサービス等があります。		保健福祉課 ☎889-4416

## 04 ひとり親家庭のための支援

	支援制度名	内容	詳細	問い合わせ先
0歳〜18歳未満	児童扶養手当	離婚などで母子・父子世帯等となった家庭を支援するため、児童を養育する保護者に手当を支給します。		こども課 ☎889-7028
	母子父子家庭等医療費助成	18歳未満の児童を養育している母子・父子世帯に医療費の一部を助成します。		こども課 ☎889-7028
0歳〜	ひとり家庭等日常生活支援事業	20歳未満の児童を養育している母子・父子世帯または寡婦家庭にヘルパーを派遣し日常生活等のお手伝いをします。		こども課 ☎889-7028
	母子父子寡婦福祉資金貸付	20歳未満の児童を養育している母子・父子世帯または寡婦に修学などのための資金を貸付します。		こども課 ☎889-7028

## 05 相談支援

相談内容	問い合わせ先	相談内容	問い合わせ先
子育てに関する困りごとや生活全般に関する相談	こども課 ☎889-7028	ことばの発達や理解、行動などに心配のある未就学児の相談	保健福祉課 ☎889-4416
妊娠・出産やお子さんの健康・発達に関する相談	国保年金課健康づくり班 ☎889-7381	児童・生徒や保護者の相談受付	教育相談支援センター ☎889-0501 ※平日の月・火・金 8:30~15:15
どこに相談すれば良いかわからない・支援制度の利用のしかたなど子どもに関する幅広い相談	社会福祉協議会 ☎889-6270	特別支援教育に関する相談	学校教育課 ☎889-6181